



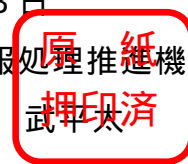
認 証 書

ITセキュリティ評価及び認証制度に基づき、下記のとおり
認証する

平成16年8月3日

独立行政法人情報処理推進機構

理事長 藤原 武平



Enterprise Certificate Server Set

認 証 番 号 : C 0 0 1 3
申 請 者 : 株式会社日立製作所
東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
執行役社長 庄山 悦彦
045-862-8498
開 発 者 : 株式会社日立製作所 ソフトウェア事業部
神奈川県横浜市戸塚区戸塚町 5030 番地
松永 和男
045-862-8498
IT製品,システムの種類 : IT製品(認証局機能)
評価機関の名称 : 株式会社電子商取引安全技術研究所 評価センター
適用した評価基準 :
ISO/IEC 15408:1999 Information technology - Security techniques -
Evaluation criteria for IT security.
JIS X 5070(2000) セキュリティ技術 - 情報技術セキュリティの評価基準
Common Criteria for Information Technology Security Evaluation
認証機関が公開する の翻訳文書
適用した評価方法 :
JIS TR X 0049(2001) 情報技術セキュリティ評価のための共通方法
Common Methodology for Information Technology Security Evaluation
認証機関が公開する の翻訳文書
保証パッケージ : EAL3
適合PP名 : なし

本認証書の注意事項を裏面に示す

注意事項

- ・本認証書は、対応する認証報告書とともに、認証の対象となったIT製品、システム又はPP（名称、版数）に対してのみ適用される。
- ・本認証書は、電子政府の構築に係る調達に必要な手続きのために、表面の申請者に対して提供されたものであり、独立行政法人情報処理推進機構（以下、「機構」という）は、本認証書をこの目的以外に使用された結果生じた損害及び申請者以外の者が本認証書を使用した結果生じた損害については一切責任を有しない。
- ・機構は、本認証書によって認証したIT製品等について、本認証書に記載の内容以外については、一切、補償等の責を負わない。
- ・本認証書は、評価に用いたTOEが本認証書に記載された評価基準及び評価方法に基づく評価の結果、保証要件に適合していることを示すものであり、個別のIT製品又はシステムそのものを保証するものではない。
- ・本認証において、CCRA加盟国の認証機関が認証したIT製品又はPPが含まれる場合であって、申請者から当該IT製品又はPPを認証の対象としない旨、認証申請時に要請のあったものについては、当該IT製品又はPPについて機構はその責任を負わない。
- ・機構の故意又は重過失により申請者に対して行う賠償は、3千万円を上限にしてTOEの開発費用又はPPの作成費用を超えない範囲とし、機構はこれ以外の責任を一切負わない。
- ・機構は、申請者以外の者に対し、一切補償等の責任を負わない。
- ・本認証書を、不正に使用したり（記載されているIT製品、システム又はPPと異なる版番号のものに使用する等）、誤解を招くような方法で広告、説明等に使用した場合には、認証の取消しを行うことがある。